



日野町告示第 34 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第3項の規定により、都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年 3月29日

日野町長 藤澤直



1. 都市計画の種類

近江八幡八日市都市計画用途地域の変更（日野町決定）

2. 都市計画を定める土地の区域

【変更後】

名称	位置	面積	備考
1. 日田地区	日野町大字日田字石原	約0.5ha	第1種住居地域・第2種住居地域
2. 安部居地区	日野町大字安部居字榎木阪	約0.2ha	工業専用地域
3. 奥之池地区	日野町大字奥之池字山添 日野町大字奥之池字渡り山	約0.2ha	工業専用地域
4. 北脇地区	日野町大字北脇字大破谷	約0.4ha	工業地域・工業専用地域
5. 野出地区	日野町大字野出字嬢谷 日野町大字蓮花寺字大造	約5.0ha	用途地域なし

3. 縦覧場所

蒲生郡日野町河原一丁目1番地

日野町役場 建設計画課